

議案第7号

附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

上記議案を提出します。

平成28年3月2日

長与町長 吉 田 慎 一

提案理由

附属機関として長与町まち・ひと・しごと創生推進会議を新たに追加するとともに、所要の改正を行うもの。

附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

附属機関の設置に関する条例(昭和38年条例第14号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

委員数	任期
5	会期中
3	2
10以内	2
10以内	2
15以内	3年
5	2
12以内	2
21以内	1
9	2
5	2
若干名	2

」を

「

委員数	任期
5人	会期中
3人	2年
10人以内	2年
10人以内	2年
15人以内	3年
5人	2年
12人以内	2年
21人以内	1年
9人	2年
5人	2年
若干名	2年

」に改め、同表町長の部に次のように加える。

長与町まち・ひと・しごと創生推進会議	15人以内	2年	まち・ひと・しごと創生を効果的かつ効率的に推進するための審議・検証・検討及び意見の具申に関する事務
--------------------	-------	----	---

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。